

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	1
二	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	3
三	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百二十六号）	4
四	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）	8
五	株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）	10
六	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第六百六十五号）	11
七	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）	12
八	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）	15
九	貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第一百五十五号）	19
十	犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）	20
十一	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）	21
十二	金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）	23

		<p>(略)</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第</p>
<p>(略)</p>	<p>この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げる者に係るもの</p> <p>一 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会</p> <p>二 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合</p> <p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</p> <p>四 水産業協同組合法第九十二条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合</p> <p>五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p>	

<p>(略)</p> <p>十四年法律第三十二号)</p>	<p>三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会</p> <p>四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合</p> <p>五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会</p>	
<p>(略)</p>		

改正案	現行
<p>（銀行等の本人確認義務等）</p> <p>第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 自然人 氏名、住所又は居所（本邦内に住所又は居所を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、財務省令で定める事項）及び生年月日</p> <p>二 法人 名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>2～4（略）</p>	<p>（銀行等の本人確認義務等）</p> <p>第十八条 銀行等は、次の各号に掲げる顧客と本邦から外国へ向けた支払又は非居住者との間でする支払等（当該顧客が非居住者である場合を除く。）に係る為替取引（政令で定める小規模の支払又は支払等に係るものを除く。以下「特定為替取引」という。）を行うに際しては、当該顧客について、運転免許証の提示を受ける方法その他の財務省令で定める方法による当該各号に定める事項（以下「本人特定事項」という。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>一 自然人 氏名、住所又は居所及び生年月日</p> <p>二 法人 名称及び主たる事務所の所在地</p> <p>2～4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融庁長官。次項において同じ。）に通知するものとする。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十五条から第五十八条まで 削除</p>	<p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等） 第五十四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあっては、金融庁長官）に通知するものとする。</p> <p>4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、主務大臣が内閣総理大臣である場合を除き、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を金融庁長官に通知するものとする。</p> <p>5（略）</p> <p>第五十五条 削除</p> <p>（捜査機関等への情報提供等） 第五十六条 金融庁長官は、第五十四条の規定により金融庁長官に届け出られ又は通知された事項、この章に規定する金融庁長官の職務に相当する職務を行う外国の機関から提供された情報及びこれらを整理し又は分析した結果（以下「疑わしい取引に関する情報」という。）が検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職</p>

員（以下この条において「検察官等」という。）による別表若しくは第二
条第二項第二号イから二までに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規
定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条若しくは第十一条の罪、
麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる罪又は麻薬特例法第六条若しくは第
七条の罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認めるとき
は、これを検察官等に提供するものとする。

2 検察官等は、前項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調
査のため必要があると認めるときは、金融庁長官に対し、疑わしい取引に
関する情報の記録の閲覧若しくは謄写又はその写しの送付を求めることが
できる。

（外国の機関への情報提供）

第五十七条 金融庁長官は、前条第一項に規定する外国の機関に対し、その
職務（この章に規定する金融庁長官の職務に相当するものに限る。次項に
おいて同じ。）の遂行に資すると認める疑わしい取引に関する情報を提供
することができる。

2 前項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供については、当該疑
わしい取引に関する情報が前条第一項に規定する外国の機関の職務の遂行
以外に使用されず、かつ、次項の規定による同意がなければ外国の刑事事
件の捜査（その対象たる犯罪事実が特定された後のものに限る。）又は審
判（以下この条において「捜査等」という。）に使用されないよう適切な
措置がとられなければならない。

3 金融庁長官は、外国からの要請があったときは、次の各号のいずれかに

該当する場合を除き、第一項の規定により提供した疑わしい取引に関する情報を当該要請に係る刑事事件の捜査等に使用することについて同意をすることが出来る。

一 当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該要請が政治犯罪について捜査等を行う目的で行われたものと認められるとき。

二 国際約束（第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供に関する国際約束をいう。第五項において同じ。）に別段の定めがある場合を除き、当該要請に係る刑事事件の捜査等の対象とされている犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

4 金融庁長官は、前項の同意をする場合においては、あらかじめ、同項第一号及び第二号に該当しないことについて法務大臣の確認を、同項第三号に該当しないことについて外務大臣の確認を、それぞれ受けなければならぬ。

5 第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供が、疑わしい取引に関する情報を使用することができる外国の刑事事件の捜査等（政治犯罪についての捜査等以外の捜査等に限る。）の範囲を定めた国際約束に基づいて行われたときは、その範囲内における当該疑わしい取引に関する情報の使用については、第三項の同意があるものとみなす。

（関係行政機関の協力）

第五十八条 関係行政機関は、この章の規定の実施について、相互に協力するものとする。

<p>改正案</p>	<p>現行（附則第十三条による改正後のもの。）</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>雑則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする。</p> <p>第五章 削除</p> <p>第五十四条から第五十八条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 疑わしい取引の届出（第五十四条 第五十八条）</p> <p>第六章・第七章（略）</p> <p>雑則（略）</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、組織的な犯罪が平穩かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることにかんがみ、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び收受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例並びに疑わしい取引の届出等について定めることを目的とする。</p> <p>第五章 疑わしい取引の届出</p> <p>（金融機関等による疑わしい取引の届出等）</p> <p>第五十四条 銀行、日本郵政公社その他の政令で定める金融機関及びその他政令で定める者（以下この条において「金融機関等」という。）は、政令</p>

で定める業務において收受した財産が犯罪収益等若しくは藥物犯罪収益等である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し第十条の罪若しくは麻薬特例法第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては金融庁長官とし、政令で定める金融機関等にあつては都道府県知事とする。）に届け出なければならない。

2 金融機関等（その役員及び使用人を含む。）は、前項の規定による届出を行おうとすること又は行ったことを当該届出に係る取引の相手方又はその者の関係者に漏らしてはならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出を受けたときは、速やかに、当該届出に係る事項を主務大臣（主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融庁長官。次項において同じ。）に通知するものとする。

4 主務大臣は、第一項の届出又は前項の通知を受けたときは、速やかに、当該届出又は通知に係る事項を国家公安委員会に通知するものとする。

5 第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五十五条から第五十八条まで 削除

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）（附則第十五条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十三条 附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定は、適用しない。</p> <p style="text-align: center;">第百二十七条 削除</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十三条 附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定は、適用しない。</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正）</p> <p>第百二十七条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第三十四号及び第三十五号を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">三十四及び三十五 削除</p> <p>第一条第三十六号及び第三十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。</p> <p>第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を、「第三十六号及び第三十七号」に改める。</p>

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）（附則第十六条関係）

改 正 案	現 行
<p>（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用）</p> <p>第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）第二十条第三項中「第三十三条の二」とあるのは、「第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法」とあるのは、「金融商品取引法」とする。</p>	<p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の適用）</p> <p>第八条 第三条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第十三条第二項中「第三十三条の二」とあるのは、「第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同法」とあるのは、「金融商品取引法」とする。</p>

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第百十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律百三十六号）の一部を次のように改正する。 （削る。） （略）</p> <p>第百二十二条 削除</p> <p>附則</p> <p>第百八条 削除</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第百十三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律百三十六号）の一部を次のように改正する。 第五十四条第一項中「日本郵政公社」を削る。 （略）</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正） 第百二十二条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第二十三条第三十八号を次のように改める。 三十八 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p> <p>附則</p> <p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第百八条 郵便貯金銀行及び機構は、この法律の施行前に旧公社が政令で定める業務において收受した財産が犯罪収益等（第百十三条の規定による改</p>

正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第二条第四項に規定する犯罪収益等をいう。(若しくは薬物犯罪収益等(同条第七項に規定する薬物犯罪収益等をいう。)である疑いがあり、又は当該業務に係る取引の相手方が当該業務に関し同法第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号)第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる場合においては、速やかに、政令で定めるところにより、政令で定める事項を主務大臣(主務大臣が内閣総理大臣である場合にあつては、金融庁長官)に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、第一百十三条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定の適用については、同法第五十四条第一項の届出とみなす。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百十四条 この法律の施行前に、第二百二十二条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(次項において「旧法」という。)(の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為(次に掲げる業務に係るものを除く。)(は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、同条の規定による改正後の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(同項において「新法」という。)(の相

当する規定により郵便貯金銀行に対して行い、又は郵便貯金銀行が行った処分、手続その他の行為とみなす。

一 旧郵便貯金法の規定による業務（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に係るものに限る。）

二 旧郵便為替法の規定による業務（附則第八条第一項各号に掲げる郵便為替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第二号に規定する軍事郵便為替に該当するもの及び同条第四号に規定する外地郵便為替に該当するものに限る。）に係るものに限る。）

三 旧郵便振替法の規定による業務（附則第十二条第一項第四号に掲げる郵便振替（旧軍事郵便貯金等特別処理法第五条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）に係るもの及びこの法律の施行の際現に存する旧郵便振替法の規定による郵便振替の口座（旧軍事郵便貯金等特別処理法第二条第五号に規定する外地郵便振替貯金に係るものに限る。）の預り金に係るものに限る。）

四 旧郵便貯金利子寄附委託法の規定による業務

五 旧郵便振替預り金寄附委託法の規定による業務

六 旧簡易生命保険法の規定による業務

2 この法律の施行前に、旧法の規定により、旧公社に対して行い、又は旧公社が行った処分、手続その他の行為（前項各号に掲げる業務に係るものに限る。）は、整備法等に別段の定めがあるものを除き、新法の相当する規定により機構に対して行い、又は機構が行った処分、手続その他の行為とみなす。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）（附則第十九条関係）

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第二項第四号中「別表第二第九号」を「別表第二第十九号」に改める。</p> <p>別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第百八十九条及び第百九十条 削除</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第七十八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二中第十六号を第三十一号とし、第十五号を第二十八号とし、同号の次に次の二号を加える。</p> <p>（略）</p> <p>（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正） 第百八十九条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第十八号を削り、同条第十七号の二を同条第十八号とし、同条第十九号を次のように改める。</p> <p>十九 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者</p>

第一条第二十号中「証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項」を「金融商品取引法第一条第三十項」に改める。

第一条第二十一号を次のように改める。

二十一 削除

第二条第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

第二条第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六及び二十七 削除

第二条第三十三号を次のように改める。

三十三 削除

第十三条第一項第一号中「第二十一号」を「第二十号」に、「から第二十六号まで、」を「、第二十五号及び」に改め、「及び第三十三号」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第十三条第一項に次の一号を加える。

十四 第一条第四十号に掲げる金融機関等 政令で定める行政庁

第十三条第二項中「証券取引法第六十五条の二第一項」を「金融商品取引法第三十三条の二」に、「同法第六十五条第二項各号に掲げる有価証券又は取引に係る同項各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）」「を「登録金融機関業務（同法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。第四項第二号において同じ。）」「に、「当該行為」を「当該登録金融機関業務」に改め、同条第四項第一号中「第二条第十八号、第十九号、第二十一号及び第三十三号」を「第一条第

十九号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 登録金融機関業務に係る行為

第十八条（見出しを含む。）中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十条 この法律の施行の際現に第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介を行っている旧抵当証券業者については、前条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第二十六条及び第十三条第一項第一号の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第九十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（略）

附則第五十五条中「第二十八条の四第二項」を「第二十九条の四第二項」に、「第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号」を「第

（略）

附則第五十五条中「第二十八条の四第二項」を「第二十九条の四第二項」に、「第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号」を「第

三十三条第二項第一号「に」、「第百三条第一項中」超える」を「第百三条の二第一項中」数の」に改める。

(略)

(削る。)

(略)

三十三条第二項第一号「に」、「第百三条第一項」を「第百三条の二第一項」に改める。

(略)

附則第百二十七条中「第十三条第五項本文中」及び」を「第十三条第一項第十号中」に改め、「まで」を」の下に、「第三十六号及び第三十七号」に、同条第五項中「及び第三十四号から第三十七号まで」を」を加える。

(略)

<p>改 正 案</p>	<p>附則 第五十七條 削除</p>
<p>現 行</p>	<p>附則 （金融機関等による顧客等 の本人確認等及び預金口座等 の不正な利用の防止に 関する法律の一部改正） 第五十七條 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。 第一条第二十九号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。</p>

改正案	現行
<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（略）</p>	<p>（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正） 第三条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>第五十六条第一項中「税関職員」を「収税官吏、税関職員、徴税吏員」に、「別表若しくは第二条第二項第一号イからニまでに掲げる罪、同項第三号若しくは第四号に規定する罪、第九条第一項から第三項まで、第十条」を「第二条第二項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号ニに掲げる罪、組織的な犯罪処罰法第十条第三項」に改める。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 犯罪による収益に関する情報の集約、整理及び分析並びに係関係機関に対する提供に関すること。</p> <p>九〇二十五（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（監察の指示等）</p> <p>第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十四号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとしてすることができる。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（任務及び所掌事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 国家公安委員会は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務について、警察庁を管理する。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八〇二十四（略）</p> <p>三・四（略）</p> <p>（監察の指示等）</p> <p>第十二条の二 国家公安委員会は、第五条第二項第二十三号の監察について必要があると認めるときは、警察庁に対する同項の規定に基づく指示を具體的又は個別的な事項にわたるものとしてすることができる。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（刑事局の所掌事務）</p> <p>第二十三条 刑事局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>一〇六 (略)</p> <p>七 犯罪による収益の移転防止に関すること。</p> <p>八 (略)</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十四号まで、第十六号から第十九号まで及び第二十二号から第二十五号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)</p> <p>第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十七号及び第十八号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一〇六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>2 組織犯罪対策部においては、前項第一号に掲げる事務のうち次に掲げるもの及び同項第四号から第七号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(管区警察局の設置)</p> <p>第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第二項第二号、第四号から第十三号まで、第十五号から第十八号まで及び第二十一号から第二十四号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部)</p> <p>第三十三条 警察庁に、その所掌事務のうち、東京都及び北海道の区域における第五条第二項第十六号及び第十七号に掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部を置く。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>二十四～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十三の二 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第五章の規定に基づいて、届出及び通知を受けた事項並びに提供を受けた情報の整理及び分析並びに疑わしい取引に関する情報の提供を行うこと。</p> <p>二十四～二十七（略）</p> <p>（証券取引等監視委員会）</p> <p>第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</p>

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は犯罪による収益の移転防止に関する法律（これらの法律に基づき命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)

(勧告)

第二十条 委員会は、社債等登録法、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、資産の流動化に関する法律、社債等の振替に関する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（これらの法律に基づき命令を含む。）の規定に基づき、検査、報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取又は犯則事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、金融商品取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2 (略)